

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一三四一三五

人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種 円	2種 円	3種 円	4種 円	5種 円		
1年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
1年以上 2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
2年以上 3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
3年以上 4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
4年以上 5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
5年以上 6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	90,000
6年以上 7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	80,000
7年以上 8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	60,000
8年以上 9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	40,000
9年以上 10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	20,000
10年以上 11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	
11年以上 12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	
12年以上 13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	
13年以上 14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	
14年以上 15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	
15年以上 16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
16年以上 17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
17年以上 18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
18年以上 19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
19年以上 20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
20年以上 21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
21年以上 22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上 23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上 24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上 25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
25年以上 26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
26年以上 27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
27年以上 28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
28年以上 29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
29年以上 30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
30年以上 31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
31年以上 32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
32年以上 33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
33年以上 34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
34年以上 35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分 職員の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1 年未満	36,500	70,000
1 年以上 2 年未満	36,500	70,000
2 年以上 3 年未満	36,500	70,000
3 年以上 4 年未満	36,500	70,000
4 年以上 5 年未満	36,500	70,000
5 年以上 6 年未満	36,500	63,000
6 年以上 7 年未満	35,200	56,000
7 年以上 8 年未満	34,000	42,000
8 年以上 9 年未満	32,700	28,000
9 年以上 10 年未満	31,400	14,000
10 年以上 11 年未満	30,200	
11 年以上 12 年未満	28,900	
12 年以上 13 年未満	27,700	
13 年以上 14 年未満	26,400	
14 年以上 15 年未満	25,400	
15 年以上 16 年未満	24,400	
16 年以上 17 年未満	23,500	
17 年以上 18 年未満	22,500	
18 年以上 19 年未満	21,500	
19 年以上 20 年未満	20,500	
20 年以上 21 年未満	19,500	
21 年以上 22 年未満	19,100	
22 年以上 23 年未満	18,700	
23 年以上 24 年未満	18,000	
24 年以上 25 年未満	17,600	
25 年以上 26 年未満	17,200	
26 年以上 27 年未満	16,700	
27 年以上 28 年未満	16,300	
28 年以上 29 年未満	15,800	
29 年以上 30 年未満	15,500	
30 年以上 31 年未満	15,300	
31 年以上 32 年未満	14,800	
32 年以上 33 年未満	14,200	
33 年以上 34 年未満	13,600	
34 年以上 35 年未満	13,100	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一三四の規定は、令和七年四月一日から適用する。